

会議録

会議の名称	第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成27年10月26日（月曜日） 午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	委員：岩崎哲二 委員長、手塚光利 副委員長、大阿久博 委員、小原伯夫 委員、安保謙一郎 委員、大久保佳行 委員 事務局：五十嵐 豊 産業振興課長、小菅真秀 産業振興課商工係長、廣野美保子 産業振興課商工係主任、小池桃子 産業振興課商工係主事
議題	議題1 平成27年度第1回中小企業等資金融資検討委員会会議録（案）について 議題2 国の動向及び市の取組み状況の報告について 議題3 融資あっせん制度事業の検証について 議題4 創業融資あっせん制度新メニュー検討案について
会議資料の名称	資料1 平成27年度第1回西東京市中小企業等資金融資検討委員会会議録（案） 資料2 特定創業支援事業を受けた創業者への支援 資料3 平成24年度から平成26年度融資あっせん制度実績 資料4 創業融資あっせん制度新メニュー検討案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 開会前に報告する。本日欠席委員はなし。会議を開会する。 傍聴者の確認をする。</p> <p>○事務局： いません。</p> <p>○委員長： 本日の会議資料について、事務局から確認をお願いします。</p> <p>議題1 平成27年度第1回中小企業等資金融資検討委員会会議録（案）について</p> <p>○委員長： 先に送付した会議録について意見、内容の修正などないか。 （なし）</p> <p>議題2 国の動向及び市の取組み状況の報告について</p> <p>○事務局：（資料2に基づき説明） 新分野の融資あっせん制度の検討にあたり、これまでの検討状況及び経緯について説明する。</p>	

まず、国の動向として、第1に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がある。これは、今後加速していく人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるために各自治体において、「地方版総合戦略」の策定が義務付けられているものである。

第2に「産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定」である。平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」について、平成27年10月2日付で145件（166市区町村）が認定を受け、今後も認定を受ける市区町村が増えていく状況にある。

次に、本市の取組み状況について、第1に「地方版総合戦略」は、現在、企画政策課において「人口ビジョン」の調査・研究と「西東京市版総合戦略」の策定を進めているところだが、産業振興分野の取組みが重い比重を占めている。その中には、「起業・創業」分野を様々な方策によって増やすための戦略が検討されている状況である。

第2に「産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定」は、本市も「創業支援事業計画」の認定を受け、創業支援事業者と連携し、ワンストップ窓口の設置、創業セミナーの開催などの支援を進めている。

また、本制度では、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓などの知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組みを「特定創業支援事業」と位置付け、本支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることになる。

なお、「特定創業支援事業」の取組みは、創業セミナーを今月からシリーズとして実施しているところである。

本市の創業者への既存支援メニューとして、創業支援センターによる相談窓口や各種セミナーのほか、創業間もない方への家賃補助対策としてチャレンジショップ事業を実施しており、今後は、SOHO施設整備支援やインキュベーション施設整備によるハード面の支援を検討・実施することに加えて、本市における創業メリットとして「特定創業支援事業」の認定を受けた創業者に対する「創業融資あっせん制度」の拡充を図っていきたい。

また、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業の認定を受けた創業者の支援内容として、登録免許税の軽減や創業関連保証枠の拡充等がある。スキームに関しては、西東京商工会とともに創業支援事業を10月から取り組んでいる。これらを踏まえ、委員の皆様には、ご意見をいただきたい。

○委員長：

各委員から意見、質問を求める。

○委員A：

本市において、国の認定を受けた時期はいつか。

事務局：

本市が国の認定を受けたのは10月である。産業競争力強化法の施行は、平成26年1月で、それ以降順次、各市区町村が認定を受けている。本市においては、平成27年10月の第6回目の認定となっている。

議題3 融資あっせん制度事業の検証について

○事務局：（資料3に基づき説明）

現行の融資あっせん制度は、中小企業事業資金、創業資金、特別対策運転資金の3種類である。西東京市産業振興マスタープランにおいて新分野の融資あっせん制度の構築をするにあたり、これまで本委員会において意見をいただいていた。その中で、本市において、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を国から受けることにより、「特定創業支援事業」の認定を受けた創業者に対してインセンティブを設けた創業融資における新メニューの創設をするという方向性が前回の委員会にて定まった。

その中で、新メニュー創設に係る予算措置を検討する必要がある。

前回委員会において、現行の予算規模の中で構築していくのが良いとの意見をいただいたが、どの部分をスクラップアンドビルドしていく方向性であるのかを資料3を基に説明する。

平成24年度から平成26年度のなかで、各制度の執行率に着目すると、事業資金・特別対策ともに過去3年間、約6割となっている一方、網掛けになっている創業資金は、平成24年度は66パーセント、平成25年度は62パーセント、平成26年度は26パーセントで毎年度低下している。この創業資金における約7割の未執行部分をもって、新メニューの予算設計を行うことができ、現行の予算内での対応が可能であると考えられる。

○委員長：

各委員から意見、質問を求める。

○委員A：

平成26年度の創業資金あっせん制度における実績金額の減少の原因はなにか。個人的には、他市や民間企業等の本市以外のところで借入れをしているのではないかと考える。

○事務局：

仮説ではあるが、産業競争力強化法における国の認定を先行して受けた市区町村へ流出したのではないかとという想定をしている。また、都や政策金融公庫の制度を活用も原因として考えられる。

現段階では本市において創業時におけるメリット等が少ないと認識されていたり、そのメリットやチャレンジショップ事業等、創業支援に係る部分を十分にPRできていなかったりといった原因が考えられる。

また、平成27年度上半期の創業融資の相談件数についても10月26日現在4件である。融資メニューの新設にあたり、今後、既存の融資メニューや創業支援の取組みも合わせて周知していく。

議題4 創業融資あっせん制度新メニュー検討案について

○事務局：

（資料4に基づき説明）

項目ごとに、前回委員会における委員意見、それを基にした新メニューへの検討事項

を順に説明する。

利用条件の項目に関して、個人事業主としての申請者における「市内の住民登録」に係る条件の緩和についての意見をいただいた。これを基に、市外に居住していてもあつせん制度を利用できることを検討する。

資金用途の項目に関して、設備資金の活用が低く、雇用ありきではない創業が多く行われていると考えられるとの意見をいただいたが、設備資金区分が不要であるとは言い切れないため、現行どおりとする。

融資限度の項目に関して、完済をしていなくとも追加融資を受けられる仕組みについての意見をいただいた。この追加融資に関してはメニューとしてではなく制度としての対応が適当であると考えられるため、今後継続検討していく。

償還期間の項目に関して特に意見はなく、現行どおりとする。

据置期間の項目に関して、一律や一定の条件での延長についての意見をいただいた。取扱金融機関との兼ね合いもあるため、一律に6か月以上の延長や、融資申込み額が100万円以下であれば6か月以上の延長等については今後検討していく。

利子補給の項目に関して、利子補給率の引き上げの意見をいただき、現行の0.995パーセント以上の利子補給率を検討する。

保証料の項目に関して特に意見はなく、現行どおりとする。

新たな制度の方向性として、西東京市で創業したいという意識の醸成につなげ、よりきめ細かい創業支援体制を構築していく。必要な予算措置については、現行の予算規模の中で制度の設計を図る。

また、その他、市で定める「市内産業における成長分野」への融資制度の拡充検討が必要との意見もいただいたため、再度共有する。

○事務局：

都に、区市町村の認定特定創業支援事業による支援を受けた創業者を対象とした融資制度がある。融資の利率を通常よりも0.4パーセント優遇し、融資限度額を通常より500万円上乘せというインセンティブを設けている。

立川市においても、同様の対象者向けの融資制度があり、利子補給率を通常より0.2パーセント引き上げ、融資限度額は都と同様に通常より500万円上乘せしたインセンティブを設けている。

どちらにおいても、新たな制度を設けるのではなく、既存メニューの一部にインセンティブを設けているのが現状である。

○委員長：

各委員から意見、質問を求める。

○委員B：

特定創業支援事業による支援を受けていない創業者は、インセンティブを設けた新メニューの利用はできないのか。

○事務局：

あくまで特定創業支援事業によるセミナー等を受講した創業者のみである。それ以外

の創業者においては、既存の創業メニューを利用させていただく。

○委員C：

住所要件の緩和は賛成である。

特定創業支援事業によるセミナーは、どのようなものか。

○事務局：

特定創業支援事業は、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識習得を目的としており、シリーズ形式でのセミナーを受講していただく。全て終えた創業者には、本市より証明書を発行し、それをもって特定創業支援事業の支援を受けた創業者とみなし、新メニューの対象者となる。また、セミナーは毎週土曜日、期間としては1カ月から1カ月半での開催である。

○委員C：

現行は3種類の融資あっせん制度であるが、現在検討しているものについては、4種類目の制度ではなく、3種類の制度中のメニューを増やす認識でよいか。

また、創業という捉え方の間口を広げ、廃業者を減らす第2創業の面からの枠を検討してみたいかがか。

○事務局：

既存の3種類の制度中にメニューを増やす認識で間違いない。

国としても第2創業を増やす方針であり、検討する余地はある。しかし、廃業にかかる部分をどこまで融資の範囲としてみなすか、創業とどうつなげていくのかが事務局として整理がついていないため、意見をいただきながら今後の検討材料にしていきたい。

○委員B：

第2創業についての認識の違いによって捉え方の違いが出てくるのではないか。個人的には、現在の主たる事業の他にもう1つ新たな事業を始めるという意味合いで捉えていた。

○委員A：

現在の事業を廃業したうえで新たな事業を始めるというのが第2創業の定義になっている風潮があり、国や都の考えも同調しているため、廃業に係る資金という考えに至ると考える。廃業せずに新たな事業を始める場合は創業の枠組みに当てはまらないのではないかと考えていたが、事務局としてはいかがか。

○事務局：

事務局としても、廃業にかかる撤退費用等も含めて、新たに別の分野で始めていくことを第2創業として捉えている。そのため、撤退費用等の廃業にかかる資金を創業のどの部分に紐づけていくべきであるのか検討が必要である。

○委員D：

第2創業の定義について個別に考えての新設はいかがか。また、第2創業に関して他市の制度はあるか。

○事務局：

国の定められた定義の枠内でメニューの新設を想定しているため、本市が第2創業を推していくのであれば国の定義とずれが生じてしまい、再度の検討が必要になってくる。第2創業に関して他市の制度は、具体的な調査ではなく聞き取りではあるが、現段階ではないと思われる。

○委員長：

近隣市との情報交換のなかで、市区町村以外の民間等の融資メニューや相談窓口が増え、それらを活用しているという意見があった。創業支援センターの相談窓口においても、一昨年前までは8割程度予約で埋まっていたが、現在は空いていて待機するような状況が増えており、需要供給のバランスが崩れ始めたように感じる。

○事務局：

創業支援センターにおいて開催している創業や事業に関するセミナー等の受講人数は既存事業者も含めてではあるが、年度ごとに増加している。また、創業支援センターを訪れる人数は増加していることから、本市の創業におけるポテンシャルとしては高い水準にあるのではないかと考える。

平成26年度の創業融資の申込み数に対する否決件数が多い部分に関しても、特定創業支援事業を受けることで、保証協会の基準をクリアできることを期待している。

○委員A：

窓口相談において、とにかく早く融資を申請したいという創業者が多く、時間をかけて事業計画の見直しを提案するがなかなか受け入れていただけない状態であるため、事業計画における精度の面で劣ってしまい、否決になっているケースも考えられる。特定創業支援事業によるセミナー等を受講することで改善されて、実行率の上昇にもつながるものと考ええる。

また、創業自体の件数が減少しているとも考えられないため、他市や民間企業の融資制度を活用していると考えられる。創業時には融資を必要としておらず、実際に申請しようとした頃には創業後1年以上になってしまい、本市の利用条件から外れてしまうケースも見られる。

○委員D：

創業融資の減少について根本原因を探らなければ、執行率等の改善につながらないのではないかと。

○委員C：

市での融資あっせん制度は、保証協会の保証が前提であるのか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員C：

その部分がネックとなり、民間企業の融資制度を利用していることも考えられる。利子補給率等の面でのインセンティブを設けて、市ならではの柔軟な姿勢も必要ではないか。

○委員長：

創業支援センターでも、市外に居住しているため、本市において創業したいが、本市の融資制度では対象外となってしまう事例が多く見受けられていた。減少原因について分析しきれていない部分は補いつつ、方向性を定めていくのが良いと考える。

住所要件の緩和、利子補給率の優遇を柱に、他市の状況を調べつつ、新メニューの検討をしていただきたい。そのうえで第2創業や追加融資制度について今後も継続検討していただきたい。

○委員A：

例えば江戸川区では1.5パーセントの利子補給をしている。そのぐらいの負担率であるとインパクトがあるのではないか。スモール融資についても、今後継続検討していただきたい。日本政策金融公庫ではそのような融資制度がある。

○事務局：

本市において本年度行った市民意向調査の中で、30代から40代の子育てをしている女性で、創業や起業について興味があると回答した方が約3割という数字が出ている。創業することに対し本市がいかにケアしていくかについて、効果的にPRできればまだまだ伸びる余地はあると考えられる。メニュー新設とともに、創業支援について効果的なPR方法も考えていく。

○委員長：

西東京市で創業したいという意識の醸成につなげ、よりきめ細かい創業支援体制を構築するという方向性をもとに、住所要件の緩和と利子補給の優遇について制度改正をしていくべきだという意見とし、事務局へ報告書を提出するがいかかが。

(異議なし)

(3) その他

○事務局：

本日の会議の会議録については、次回委員会まで間が空くため、委員にメールで送付し内容確認後、必要に応じて修正するがよろしいか。

(異議なし)

○委員長：

以上をもって、平成27年度第2回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。

以上